

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は12人中9名です。  
定足数に達しておりますので第7回新城市農業委員会総会を開会します。

議長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議ないものと認め指名いたします。  
農業委員12委員  
農業委員2番委員にお願いします。

議長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。  
始めに第31号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第31議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転7件、地上権設定4件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は仕事で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、申請者・臨時雇用が2名おり、農作業歴は64年で、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は23,778.49㎡です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、申請者・妻・母、農作業歴は0年、年間従事予定日数は120日・120日・240日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で7分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は352㎡です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は50年・20年、年間従事予定日数は150日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は譲受人の実家から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は6,397㎡です。権利取得後は、サトイモの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、申請者・妻がおり、農作業歴は共に0年、年間従事予定日数は130日・150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は762㎡です。権利取得後は、蔬菜・梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権

移転するものです。農業従事者は、申請者がおり、農作業歴は7ヶ月、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。取得後の経営予定面積は220㎡です。権利取得後は、根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は高齢・遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は0年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で0分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。取得後の経営予定面積は131㎡です。権利取得後は、ナス、玉ねぎ、ジャガイモ、ほうれん草の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は0年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。取得後の経営予定面積は2,030㎡です。権利取得後は、ブルーベリー、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番。

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために地上権の設定をしているものを、更新するために申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけています。地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に柵を作付けし、申請地を耕作しています。周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置していますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われまゝ。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の更新には問題ないと考えます。

申請番号9番から11番は申請同一の内容のため、一括して説明いたします。

これらの案件は3月25日の第6回総会の29号議案にて保留としたものです。南部地区委員との現場を確認し、審議案件として上程して差し支えないと判断しました。地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために地上権の設定をしているものを、更新するために申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけています。地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に柵を作付けし、申請地を耕作しています。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置していますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われまゝ。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の更新には問題ないと考えます。

以上、申請番号1番から11番について、許可することを原案といたします。  
第31号議案の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませぬか。

議 長

補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

12番  
農業委員  
事務局

番号2の方について、新規就農ということだが、きちんと農業をすることは出来るのか。

この申請者は昨年度から空き農地を探しており、何度も農業課を訪れていましたので、農業に対する真剣な思いを感じております。また譲受人の同居の母は、仕事をしておらず、日中は主に農業に従事する予定ですし、現在自宅前で家庭菜園を行っているため、きちんと農業をすることが出来るかと考えております。

議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第31号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、第32号議案の農地法5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第32号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 所有権移転3件、使用賃借権設定4件です。 議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 受人は、平成12年に当時の地権者より土地を活用して欲しいという依頼を受け、自宅用 進入路及び経営する事業のための資材置場として利用しておりました。今般、農地法の手 続きが必要であることを知り、是正をかねて申請するものです。 なお、地権者が碎石敷としたのは平成5年6月からであり、農地以外の利用を続けてい たことに対する始末書が添付されています。 農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね 10ha未滿である農地」と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務 上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農 地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準について、是正のための申請であり、進入路兼資材置場としての転 用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営 農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 借人は、■■■■に本店をおき、運送事業や発電事業を行う法人です。一時転用許可を得 て令和3年7月より申請地にて営農型発電設備設置し、発電事業を行っています。更新期 限を迎えるにあたり、引き続き既設発電設備を利用したく申請するものです。貸人は、借 人の希望に応え、下部農地にて榊を栽培しているものです。 農地区分は、区分表の上段、農用地区域内農地「農業振興地域整備計画で農用地区域と した農地」に該当すると判断しました。 本件は、一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないも のでありますので、農用地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、既に工作物は設置済で、利用率は100%であり、全 額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整されています。排水方法、日照等に問題 はなく、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>申請番号3～5番について、借人貸人、申請事由が同一であるため、一括にて説明させ ていただきます。申請者、申請地記載のとおり。 これらの案件は3月25日の第6回総会の29号議案にて保留としたものです。担当地区 委員との現場を確認し、審議案件として上程して差し支えないと判断しました。 借人は、■■■■に本店をおき、土木工事業や発電事業を行う法人です。一時転用許可を 得て■■■■地内農地は令和3年3月、■■■■地内農地は令和3年5月より申請地にて営農 型発電設備設置し、発電事業を行っています。更新期限を迎えるにあたり、引き続き既設 発電設備を利用したく申請するものです。貸人は、借人の希望に応え、すべての農地にて 榊を栽培しているものです。 農地区分は、すべて区分表の上段、農用地区域内農地に該当すると判断しました。 本件は、一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないも のでありますので、農用地の許可基準をいずれも満たすものです。 転用許可の一般基準についてですが、既に工作物は設置済で、利用率は100%であり、全 額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整されています。排水方法、日照等に問題 はなく、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。 受人は市内で太陽光発電事業を行っており、合計21か所の施設があります。隣接する</p>

太陽光発電施設の敷地内に駐車スペースがないことと、他の施設においても保守管理の拠点とするため、管理困難となった地権者と売買の合意に至り、作業車両駐車場及び市内の太陽光発電施設の資材置場に使用します。

農地区分は、お手元の農地区分表の、第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」と判断します。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、隣接地の住宅を購入し、リフォーム後に移住予定です。現在、自家用車を2台所有し、今後農業用の軽トラックの購入予定です。また、農業に協力してくれる仲間の駐車場2台分も必要なため、計5台分の用地を確保するために地権者たちと売買の合意に至り、申請とするものです。申請地は地権者たちの亡母が平成16年から農地転用しないまま駐車場として整備していたため、始末書が添付されています。

農地区分は、お手元の農地区分表の、第2種農地最下段の「上記のいずれにも該当しない農地」に該当します。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、愛知県農業会議の諮問案件となります。

受人は、■■■■にて土木・建設工事を主とする法人です。建設資材の在庫や事業用機材が増加し、手狭となったため、作業効率を向上するために新たな用地を探していたところ、管理困難となった地権者と売買の合意に至り、資材置場とするものです。

農地区分について、すべての農地が、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha未満である農地」と判断しました。

本件は、農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。

雨水排水についてですが、雨水は敷地内浸透を予定していますが、余剰分は周辺土地に流入しないよう、土留め壁と新設側溝を設けます。また、油水分離槽も設置予定ですので、排水方法・日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

以上、第32号議案7件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はございませんか。

議 長 その他補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

8番  
推進委員  
事務局 榊の収量はどのくらいか。報告書の提出はあるのか。

榊の生育には、5～6年必要なため、現在は育成中であり、収量としては具体的な数字はありません。営農型発電設備の案件は年に1回に国宛に下部農地に関する報告書の提出が必須ですが、こちらの法人に関しては、必要書類の提出はされています。

議 長 その他にご質問はありませんか。ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議 長 第32号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議 長	つづいて、第 33 号議案の事業計画変更承認願による農地法第 5 条の許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 33 号議案について説明させていただきます。議案書 10 ページをご覧ください。 変更 1 件です。 議案書 11 ページをご覧ください。  申請番号 1 番。 申請者、申請地記載のとおり。変更申請理由は、隣接地工事の工期延長に伴い、農地転用期間の延長するためです。借人は、■■■に本店をおき、土木事業を主とする法人です。当該地では令和 3 年 9 月より転用許可を得て、工所用駐車場・作業場として利用しています。 農地区分は、区分表の最下段、第 2 種農地「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。 本件は、一時的な利用に供するために行うもので、利用目的を達成する上で必要があるものですので、第 2 種農地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、既に工作物は設置済で、利用率は 100%であり、全額自己資金でまかなう計画です。また農地復元計画もあり、農地への原状回復工事も予定され、関係法令等も調整済です。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。
議 長	以上、第 33 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はありませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	その他にご質問はありませんか。 ご発言ありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第 33 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。
議 長	つづいて、第 34 号議案の、改正前の議案農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 34 号議案について説明させていただきます。議案書 12 ページをご覧ください。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定 37 件、賃借権設定 16 件であり、そのうち 17 件が新規設定です。 議案書 12 ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明)  以上につきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 34 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ありませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の 13、25 番については

	<p>5番農業委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>議事参与の受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>それでは、13、25番になります。5番農業委員には一時退出をお願いします。 (委員退出)</p>
議 長	<p>それでは、5番農業委員に関連する番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>該当案件について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室)</p>
議 長	<p>次に、第35号「令和5年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の点検」及び「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対する意見の決定について」を上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第35号議案について説明させていただきます。20ページをご覧ください。第35号「令和5年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の点検」及び「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対する意見の決定について」をご説明します。別綴じの資料になります。まず、令和5年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の点検については、令和5年4月1日現在の農業委員会の体制、本市の農家、農地の概要が記載されています。</p> <p>次のページをご覧ください。最適化活動の実施状況の目標と実績が記載されています。</p> <p>(1)農地の集積について、集積面積とは、認定農業者が借入をした農地の合計を表しています。実績としては新規集積面積が5ha増えております。もともと担い手集積されていた5haが解約されたことにより±ゼロとなったことで集積面積が370haとなっています。非農地判定などにより、遊休農地は減少しているのですが、ヘクタール数値に影響があるほどには至っていません。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>(3)新規参入の促進です。令和2年度から令和4年度の権利移動面積の目標、4ページになると実績が記載されています。令和4年度までは新規参入者や権利移動等、増加傾向がありましたが、令和5年度は減少しています。下限面積の撤廃等ありましたが、資材、重油等の高騰により全国的に新規就農者が減少傾向にあり本市においても目標数は下回る結果となっています。最適化活動の実績になります。日報にて皆様の日々の活動を確認させていただきおおむね6日以上活動を確認しており目標日数を満たしています。総評としては、おおむね期待通りの結果であると判断しています。つづいて事務の実施状況になります。令和5年度は定例会12回、改選任命式1回、計13回ございます。農地法3条に基づく許可は1年に88件行っています。農地転用に関する事務としては年間121件を許可相当として処理しております。実績については以上となります。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>令和6年4月1日現在の農業委員会の状況を記載しています。昨年との違いとしては、農業委員会の改選に伴い、任期満了年月日が変わっています。</p>

	<p>(1) 農地の集積ですが、今年の3月時点で370ha、集積率は13.5%になっています。中山間地域ですので、条件不利地が多く、集積、集約が進みにくいためこのような数値となっています。今年度の農地集積目標としては10haとして、農業振興対策室と農林業公社しんしろとの連携を図り、中間管理機構を通した貸し借りを随時進めてまいります。</p> <p>(2) 遊休農地の解消については、令和6年4月1日時点で、本市の農地面積は2750ha、遊休農地面積は46.6ha、中には再生困難な農地も含まれており、農地に対する指導や非農地判断が必要となってきます。本年度も農用地区域の遊休農地の所有者の意向調査や担い手への貸付、再生困難農地については、非農地判断を進め、解消を進めていきます。</p> <p>3ページをご覧ください。最適化活動の活動目標については、今年の活動日数は昨年同様6日とさせていただきます。耕作放棄地の早期発見や違反転用を未然に防ぐ目標とし、秋ごろに農地パトロールを計画いたします。継続して日報の提出をお願いします。以上で35号議案の説明をおわります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>その他、発言はありませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第35号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書をご覧ください。 それでは報告第1から第5、計31件について説明させていただきます。 (議案書のとおり説明)</p>
議 長	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第7回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>